

別表第5(第17条関係)

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火 を 使 用 す る 設 備 等 の 位 置 構 造 及 び 管 理 等	火を使用する設備等 設備の位置	設備(火花を生ずる設備及び放電加工機を除く。以下この項において同じ。)の位置について目視により確認すること。	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。
	設備の管理	設備(掘ごたつ及びいりりを除く。以下この項において同じ。)の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。 2 暖房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。
	火を使用する器具等 器具の取扱い	器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上又は台上で使用していること。
火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	1 条例の規定により火の使用に関する制限がされている場所(以下この項において「禁止場所」という。)において、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込み(以下この項において「禁止行為」という。)を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。

		<p>2 禁止場所には、条例に規定する標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物には、全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>4 3以外の防火対象物には、適当な数の吸殻容器を設置した喫煙所を設け、条例に規定する標識の設置等について目視により確認すること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>2 禁止場所には、条例に規定する標識が設置されていること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物について、「禁煙」と表示した標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p> <p>4 3以外の防火対象物について、吸殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例に規定する標識が設置されていること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p>
	<p>がん具用煙火の制限</p>	<p>がん具用煙火を火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)で定める数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>ふたのある不燃性の容器に入れるか、防災処理した覆いをしていること。</p>

留意事項

- 1 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、掘ごたつ及びいりり、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備並びに放電加工機とすること。
- 2 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- 3 条例に規定する火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱い並びに火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 4 届出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長に届け出ている内容を確認すること。

別表第6（第17条関係）

点検項目		点検方法	判定方法
指定数量未満の危険物の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は取扱数量	危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。
	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
	漏れ、あふれ又は飛散の防止	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
	容器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、裂け目等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、裂け目等がないこと。
少量危険物の貯蔵及び取扱い	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された温度計、湿度計、圧力計その他の計器が機能していること。
	タンク本体	<ol style="list-style-type: none"> 1 タンク(地下タンクを除く。以下この項において同じ。)にさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置(引火点が40以上の危険物が貯蔵されているタンクに係るものを除く。以下この項において同じ。)に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
	配管	<p>配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。</p> <p>なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。</p>	著しい腐食及び損傷がないこと。

留意事項

- 1 条例に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 2 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届け出ている内容を確認すること。
- 3 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏洩^{えい}を検知する設備により確認すること。

別表第7（第17条関係）

点検項目		点検方法	判定方法
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	可燃性液体類等	漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。
	可燃性液体類等	容器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、裂け目等がないか目視により確認すること。
	可燃性液体類等	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	可燃性液体類等	タンク本体	1 タンク（地下タンクを除く。以下この項において同じ。）にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。
	可燃性液体類等	配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあつては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。
綿花類等	綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
	綿花類等	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。
			みだりに火気が使用されていないこと。
			可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
			容器に密栓不良、破損、著しい腐食、裂け目等がないこと。
			設置された温度計、湿度計、圧力計その他の計器が機能していること。
			1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
			著しい腐食及び損傷がないこと。
			みだりに火気が使用されていないこと。
			一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。

	計器類に関する監視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 温度測定装置の設置の有無を目視により確認すること。 2 水分管理又は温度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況を関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 温度測定装置が設置されていること。 2 設置された計器類（温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等）が機能し、水分管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。
<p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例に規定する指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。 2 条例に規定する数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届け出ている内容を確認すること。 3 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏洩^{えい}を検知する設備により確認すること。 			

第17号様式(第17条関係)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容		
		判 定	不 備 内 容			
火を使用する設備等の位置、構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	適			
			否			
	火を使用する設備等	設備の管理	適			
			否			
	器具等	器具の取扱い	適			
			否			
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	適			
			否			
		が ん 具 用煙火の制限	適			
			否			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第18号様式(第17条関係)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯 蔵 又 は 取 扱 数 量	適			
		否			
	火 気 の 使 用 制 限	適			
		否			
	漏 れ、あ ぶ れ 又 は 飛 散 の 防 止	適			
		否			
	容 器	適			
		否			
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 す る 監 視	適		
			否		
	タ ン ク 本 体	適			
		否			
配 管	適				
	否				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第19号様式(第17条関係)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火 気 の 使 用 制 限	適		
			否		
		漏 れ 、 あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	適		
			否		
		容 器	適		
			否		
	計 器 類 に 関 する 監 視	適			
		否			
	タ ン ク 本 体	適			
		否			
	配 管	適			
		否			
綿 花 類 等	火 気 の 使 用 制 限	適			
		否			
	集 積 単 位	適			
		否			
計 器 類 に 関 する 監 視 (廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	適				
	否				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。